



平成 30 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ブロードバンドタワー
代 表 者 名 代表取締役 会長兼社長 CEO 藤原 洋
(コード番号 3776)
問 合 せ 先 常務取締役 法務・経理統括 中川 美恵子
(TEL. 03 - 5202- 4800 代)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 9 月 21 日(金)開催予定の第 19 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)を変更すること及び定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年としておりますが、事業年度の国際標準である 12 月末決算に統一するため、また当社の筆頭株主である株式会社インターネット総合研究所の決算期と統一することにより、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更したいと存じます。これに伴い、現行定款第 10 条、第 11 条、第 40 条、第 42 条及び第 43 条に所要の変更を行うものです。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を追加するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 6 月 30 日

変更後：毎年 12 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 20 期は、平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの 6 か月決算となる予定です。

3. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 10 条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年<u>6</u>月<u>30</u>日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 (株主総会の招集)</p> <p>定時株主総会は、毎年<u>7</u>月 1 日から 3 ヶ月以内にこれを招集する。</p> <p>2. 臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 40 条 (事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年<u>7</u>月 1 日から<u>翌年 6</u>月<u>30</u>日までとする。</p> <p>第 42 条 (剰余金の配当)</p> <p>当社は、毎年<u>6</u>月<u>30</u>日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>第 43 条 (中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 10 条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 (株主総会の招集)</p> <p>定時株主総会は、毎年<u>1</u>月 1 日から 3 ヶ月以内にこれを招集する。</p> <p>2. 臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 40 条 (事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から<u>12</u>月<u>31</u>日までとする。</p> <p>第 42 条 (剰余金の配当)</p> <p>当社は、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>第 43 条 (中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月<u>30</u>日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第 16 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第 1 条</u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>当社は、第 16 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>第 2 条</u>（事業年度に関する経過措置）</p> <p><u>第 40 条（事業年度）の規定にかかわらず、平成 30 年 7 月 1 日から始まる第 20 期事業年度は、平成 30 年 12 月 31 日までの 6 か月間とする。</u></p> <p><u>なお、本条は、第 20 期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>

以上